

京 都 大 学 法 学 部 規 程 新 旧 対 照 表
改 正 前 改 正 後

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第7条 通則第20条第2項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 通則第20条第2項又は第4項の規定により外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上特に有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成25年12月1日から施行する。</p>